

2018. 6. 6

当地における滞在登録制度をめぐる報道について

- 1 当地一部報道において、これまで外国人旅行者が当地にて短期間滞在するに当たり必要とされてきた滞在登録（レジストラーツィヤ）制度について、ウズベキスタン政府が廃止を決定した旨の情報が出ております。
- 2 報道によると、滞在登録の履行をめぐる責任は旅行者を当国に招待した者、または受入れた施設が負うことになるとされているほか、（これまで事実上滞在登録ができなかった）テントや自動車等を宿泊先とする旅行者についてはインターネットを通じて滞在地を当局に登録する方法等が紹介されており、滞在登録制度が完全に廃止となったのか、また、これに代わる手続があるのか等、その詳細は不明です。
- 3 現在、在ウズベキスタン日本国大使館では関係者に事実確認を行っております。詳細が判明し次第、当館からも関連情報を提供する方針です。当地に滞在されている方におかれましては、滞在登録制度をめぐる最新情報に留意いただき、不確定な情報に基づき、必要な手続を取ることを怠らないようお願い申し上げます。
- 4 なお、本件情報については随時アップデートして参りますので、ご確認の程お願い申し上げます。